

萬年青

公益社団法人札幌東法人会 広報誌 萬年青 (おもと)



- 1 EBRI 正面。JR 函館線の車内からも見えるフォトジェニックな外観。
- 2 EBRI 路地「えぶろじ」のイメージ。まっすぐ伸びる路地に軒並み店が並ぶ。
- 3 EBRI のファサード。
- 4 江別産にこだわり、江別れんがの新釜で焼き上げる本格ピザ、EBEZZA。
- 5 美しい本格日本料理をリーズナブルに楽しめる和食店、兎に角。

68号
2018年11月

公益社団法人
札幌東法人会

<https://www.satsu-higashi.jp/>

札幌東法人会のホームページを
リニューアルしました。
ブックマークの更新をお願いします。

がんばろう
日本

法人会
消費税期限内納付
推進運動

地域の 産業物語

れんが編

れんが産業から文化都市へ 地域特性を広がりのある未来づくり

北海道の開拓の歴史の中で重要な役割を担ってきた「れんが」。明治時代の北海道開拓使が、内陸開発建築資材にれんがを奨励したことにより、道内8地区17の工場でれんがを製造。そのレンガを使い、北海道庁赤れんが庁舎をはじめ、数多くの名建築が生まれました。

江別で「れんが製造」が開始されたのは1880年代後半ころから。石狩川が近郊にあり、資材の輸送に便利な土地柄、れんがの原料となる「野幌粘土」を豊富に含んだ土壌、大都市札幌市にも近く、工業用地や薪材の確保が比較的容易だったことなどから工場の集積化が進み、大正時代以降、各工場が互いに競争しながら近代化を進めたことで江別の野幌周辺が、れんが製造の中心となってゆきました。1898年には北海道炭礦鉄道が野幌煉瓦工場を開設。その後れんが工場の進出が相次いだ江別は、一躍れんがの町として栄えることになってゆくのです。

北海道江別市で生産されているれんがは褐色及び赤い色が特徴の「野幌れんが」としても広く知られ、江別市内ほか周辺地域の鉄分が多く含まれる野幌粘土を原材料としていることに由来しています。恒久的な耐久性、耐火性のある建材として鉄道やトンネル・橋などの重要なインフラ建設をはじめ、サイロ、学校、民家、駅舎や倉庫建物などに用いられることにより北海道の近代化に大きく貢献したのです。

1990年、江別市で本格的に煉瓦造りが開始されてから100周年を記念して、第1回目「えべつやきもの市」が開催され広く「やきものまち」として認識も新たに一般的にひろまるようになり、さらに2004年に「江別のれんが」が第2回選定分の北海道遺産に認定されました。



画像提供：野幌窯業史

▲昭和16年に設立した肥田製陶の工場。現在は商業施設「E B R I (エブリ)」として改修され、江別市のシンボリックな存在に。



画像提供：江別市教育委員会生涯学習課

▲江別市ガラス工芸館：江別市野幌代々木町53番地
電話 011-384-7620 JR野幌駅から徒歩15分
※9月6日(木)3:08に発生した地震のため、当面休館となっています。

1994年には江別市「歴史的れんが建造物保存活用事業」の一環として、美しい佇まいで愛されていた「旧石田邸」を、野幌代々木町の野幌グリーンモール沿いに移築し、「江別市ガラス工芸館」としてオープンさせています。ガラス工芸家たちの作品を常設展示し、5~10月まで一般市民に無料開放しています。写真の被写体や絵画の題材にも選ばれるなど多くの人に愛されたこの建築物は、1943年ころに北海煉瓦の代表社員・石田惣喜知が建設した3階建ての煉瓦造りの邸宅で、半円形に突き出た窓やマンサード屋根など、特徴ある建築様式で知られています。その他に400棟を越える煉瓦造りの建造物が保存されています。

そうした歴史的な価値や地域の特色として重要な産業である「れんが」の魅力について様々な角度から伝える役割もそなえた「江別市セラミックアートセンター」が、1994年に開館しました。施設内には、江別ならびに北海道における煉瓦の歴史を学ぶことのできる資料が多く展示されているほか、数々の関連イベントも行う「北のやきもの展示室」もあり、地元住民はもとより、内外の人々がおとずれています。さらには西暦300年ごろのものとされる「江別式土器」も市内の遺跡から掘り出されていることなどもあって、江別市は陶芸の中心的地域のひとつとしてもその存在を確立しています。

江別では現在でも3か所の煉瓦工場が稼働し、国内の20パーセント以上のシェアを占める、日本有数の煉瓦生産地として活躍しています。地域に根付いた歴史と地域住民の地元愛、そして、地域産業や学校、市民と一体になった市の取り組みにより、何にも変え難い地域の誇りと、地域文化の未来づくりの成功例として脈々と受け継がれてゆくことでしょう。

出典：ふるさと読本 No.2 江別とやきもの(2001年 江別市教育委員会)／野幌窯業史 松下 亘 編著(1980年 野幌窯業振興協会)／野幌窯業史 松下 亘 編著(1980年 野幌窯業振興協会)／ふるさと読本 No.2 江別とやきもの(2001年 江別市教育委員会)／ふるさと読本 No.2 江別とやきもの(2001年 江別市教育委員会)／江別ガイドブックシリーズⅢ 江別を歩く～歴史ある建造物を訪ねて～(2005年 江別市教育委員会)／江別市公式ウェブサイト／ウィキペディア

白石区の「池田食品」の、 女性のアイデアを軸にした 取り組みが北海道新聞に掲載されました。

老舗の看板を守り、時代の変化とともに歩む「池田食品」。より市場のニーズに応え、企業の個性とポリシーを守り抜くために、女性の視点と共感を重要視した取り組みで、デフレ社会に果敢にチャレンジする姿が紹介されました。

月22日(金曜日)

北海道新聞

第3種郵便物認可



いけだ やすこ
池田靖子(中央)

新商品は、社員が自由に意見を出し合い考え、商品開発部はあえて置かない
(いずれも浅利文哉撮影)

第8部 札幌スイーツ物語 ③ 北海道ひと紀行

会話から新商品

「おっ、食感がいいねー」若い人に手に取ってもらうには、どうしたらいいかな」「これじゃ『懐かしい』で終わってしまふ。もう工夫、必要」。試作した菓子を机に並べ、社員同士がわいわいと会話を弾ませる。井戸端会議から、新商品のアイデアが生まれる。中心にいるのは池田靖子さん(37)。緑色の衣をまとった大豆にヒート糖をまぶした「えいす豆」で知られる創業70年の菓子製造老舗「池田食品」札幌市白石区中央1の3に新風を吹き込む若き副社長だ。大学卒業後の2004年秋、海外で働こうと模索していたとき、社長の父金田さん(69)から「人手が足りない」と頼まれ会社を手伝い始めた。店頭販売員や工場での製造担当、営業までこなしながらも、いつかは辞めるつもりだった。しかし、2年後に営業先から言われたある一言が人生の転機となった。「味が落ちてもいいから、もっと安くできないか」。祖父の代から守り続けた伝統の味を否定されたことで「ショックだった。その日の晩、家に帰るなり父に『私に会社をやらせてほしい』と直訴した。手始めに、当時売り上げの半分を占めた相手先ブランドによる生産(OEM)をやめ、自社ブランドに切り替えた。『作り手の思いを伝えられる商品を合言葉に、豆や砂糖でんぷん思いはふれなかった。卵など道産素材にこだわった菓子づくりに立ち返った。女性が働きやすい職場への改革にも取り組んだ。力仕事が必要だった工場を機械化するなどし、8対2だった従業員の男女比率は女性が多半になった。『少しずつお菓子をつまみたい』という女性心理にも着目し、商品を小分けにし袋に保存用のチャックをつけるなど女性社員が増えたことで『商品開発の幅が広がった。社員の中には、女性が後を継ぐことに抵抗感もあったという。『営業先で『女は来るな!』と追い返されたこと、必要とされる企業になりたい』との思いはふれなかった。

女性の発想 老舗に新風

資料：北海道新聞より

表紙の声

EBRI (エブリ)

江別のランドマークのひとつであるEBRIに、「食」をテーマに、路地裏のような小さな商店街「えぶろじ」が新しくオープンしました。旧工場時代に増築を重ね横へ横へと長くなったレンガの大空間を活かし、こだわりの店が軒並み連なる路地には、新店舗の兔に角・EBEZZA・menzoの3店舗と、既存店舗が並ぶ。新店舗はそれぞれ「江別」にこだわった和・洋・中の飲食店。江別産をその場で味わうことができる、地産地消を大切にしたい飲食店舗がそろいました。各空間は、歴史あるレンガが壁を引き立てるため、各店舗で異なる建材を利用した伝統工法「組む」工法を採用し、「積む」レンガとの調和を図り、レンガ工場で使用されていた木の柱梁も活かすなど、居心地の良さを演出しています。

○北海道江別市東野幌町3-3

○開館時間 10:00 ~ 22:00 ※テナントにより異なります / 年末年始休業

もくじ

表紙……………EBRI (エブリ)

1……………地域の産業物語 れんが編

2……………町かど@ピックアップ/表紙の声

3、4……………税務署からのお知らせ

5、……………札幌東法人会活動報告

6……………税に関する絵ハガキコンクール
セミナー・研修会報告・開催予定

裏表紙……………インターネットセミナー
自主点検チェックシート



健全な経営
正しい納税
社会に貢献



公益社団法人
札幌東法人会

札幌東法人会の公益事業

- ・ 税知識の普及・納税意識の高揚・税の提言に関する事業
- ・ 地域企業の健全な発展に資する事業
- ・ 地域社会への貢献を目的とする事業

税務署からのお知らせ

平成35年10月1日から

消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます

「適格請求書保存方式Q&A」

前号のおさらい

(詳しくは「萬年青」67号をご覧ください)

平成35年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式となります。

1. 適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

2. 適格請求書発行事業者登録制度

○適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

○適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

3. 適格請求書発行事業者の義務等(売手側の留意点)

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方(課税事業者に限ります。)の求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。

(注)

- 1 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
- 2 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
 - (1) 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
 - (2) 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

当制度に関する一般的に
関心の高い項目を抜粋しています。

1. 登録の手続

Q-1. 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

A-1. 適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます(新消法57の2①)。

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります(新消法57の2②、インボイス通達2-1)。なお、登録申請書は、適格請求書等保存方式の導入の2年前である平成33年10月1日から提出することができます(28年改正法附則1八、44①)。

また、その登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を記載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を書面で通知することとされています(新消法57の2③④⑤⑦)。おつて、登録申請書は、e-Taxを利用して提出することもでき、この場合、登録の通知はe-Taxを通じて行われます(国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年7月財務省令第71号)8①、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第8条第1項に規定する国税庁長官が定める処分通知等を定める件(平成30年国税庁長官告示第8号))。

(参考)

適格請求書発行事業者登録簿の記載事項は次のとおりです(新消法70の5①)。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 登録年月日
- ③ 法人(人格のない社団等を除きます。)については、本店又は主たる事務所の所在地
- ④ 特定国外事業者(国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これら

に準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。)以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地。

2. 登録の効力

Q-2. 適格請求書発行事業者の登録の効力は、いつから発生するのですか。

A-2. 登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を記載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を書面で通知することとされています(新消法57の2③④⑤⑦)。

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日(登録日)に発生します。このため、登録日以降の取引については、相手方(課税事業者に限ります。)の求めに応じ、適格請求書の交付義務があります(インボイス通達2-4)。

(参考)

平成35年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録日は平成35年10月1日となります。

3. 登録の任意性

Q-3. 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。

A-3. 適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です(法57の2①、57の4①)。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入

税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、取引の相手方（課税事業者に限ります。）から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点も踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

4、適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合

Q-4. 当社は、適格請求書発行事業者の登録を受けています。翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下ですが、当社は、免税事業者となりますか。

A-4. その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除され、免税事業者となります。しかしながら、適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税事業者となりません（新消法9①、インボイス通達2-5）。したがって、適格請求書発行事業者である貴社は、翌課税期間に免税事業者となることはありません。

5、適格請求書発行事業者登録簿の登載事項等の公表方法

Q-5. 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項は、どのような方法で公表されますか。

A-5. 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項については、インターネットを通じて、国税庁のホームページにおいて公表されます（新消法57の2④①、新消令70の5②）。また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月

日が国税庁のホームページにおいて公表されます。具体的な公表事項については、次のとおりです。

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②登録年月日
- ③登録取消年月日、登録失効年月日
- ④法人（人格のない社団等を除きます。）については、本店又は主たる事務所の所在地
- ⑤特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者）以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地さらに、上記の事項以外に、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」において主たる屋号や主たる事務所の所在地について、公表の申出のあった個人事業者等にあつてはこれらの事項も公表されます。

(参考) 公表事項の閲覧を通じて、交付を受けた請求書等の作成者が適格請求書発行事業者に該当するかを確認することができます。

6、適格請求書発行事業者の適格請求書の交付義務

Q-6. 適格請求書発行事業者は、どのような場合に適格請求書の交付義務が課されるのですか。また、交付義務が課されない場合はあるのですか。

A-6. 適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等（注1、2）を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています（新消法57の4①）。なお、適格請求書発行事業者は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます（新消法57の4⑤）。ただし、次の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます（新消令70の9②）（適格請求書の交付義務が免除される取引の詳細については問23から問29までをご参照ください。）

- ①3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
 - ②出荷者が卸売市場において行う鮮食食品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
 - ③生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
 - ④3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
 - ⑤郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）
- (注)

- 1、課税資産の譲渡等に係る適用税率は問いませので、標準税率の取引のみを行っている場合でも、取引の相手方（課税事業者に限ります。）から交付を求められたときは、適格請求書の交付義務があることにご留意ください。
- 2、免税取引、非課税取引及び不課税取引のみを行った場合については、適格請求書の交付義務は課されません。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期間割合

平成35年10月1日～平成38年9月30日
仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日～平成41年9月30日
仕入税額相当額の50%

軽減税率制度に関して詳しく知りたい方は、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

www.nta.go.jp

軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

専用ダイヤル0570-030-456

ご案内・・・ふるってご参加ください！

平成31年1月11日(金)18:00 お気軽にご参加ください。

平成31年 新年交礼会

ホテルエミシア札幌 3F パレスホール



会員同士の交流の場として懇親会を予定しております。この機会にぜひご参加いただき、多くの方々との出会いを求めていただけると幸いです。

活動報告

会員交流ゴルフ大会

平成30年7月2日(月) 千歳市 シャムロックゴルフ倶楽部にて



7月2日9:00からアウト・イン 同時スタートし、18ホールを全力プレーで親睦を深めながら回りました。成績は、優勝が橋本 良氏。第二位は、櫻庭 邦吉氏。第三位が、名井 敏雄氏。そしてベストスコア賞が、橋本 良氏となりました。入賞者の皆さんおめでとうございます。また来年に向けて、体力づくりに励むのも健康増進によいかもかもしれませんね。みなさまおつかれさまでした。



第19回 少年選抜野球大会

平成30年7月7日(土) 白石区東米里「米こめ球場」



声援の響く中、元気な少年達の白熱したプレーが繰り広げられ、見ごたえのあるゲーム展開となり、優勝は江別選抜チーム。準優勝は白石選抜チーム。第三位は厚別選抜チームという結果となりました。昼食は法人会女性部会による豚汁提供など。育ち盛りの少年選手達も、もりもりと食べてエネルギー補給。少年達のパワーが眩しい夏の日でした。



白石区ふるさとまつり

平成30年7月14日(土) 15日(日) 10:00 白石区 川下公園



札幌東法人会

川下公園が、多くの区民でにぎわう白石区ふるさとまつり。札幌東法人会では、こども税の啓蒙活動のためにブースを出展。小学生に向けた「税金クイズ」を実施し、多くの皆さんと楽しく税について学び興味を深めるきっかけづくりになった二日間でした。

厚別区民まつり (実行委員会報告)

平成30年7月27日(金) 28日(土) 厚別区 ふれあい広場あつべつ



例年たくさんの人々にぎわう厚別区民まつり。今年も東法人会では恒例のコロッケ販売でのチャリティ活動と税の啓蒙活動を行いました。その収益金は、また今年も社会福祉協議会へ福祉用品を寄贈し、地域貢献に役立てさせていただきます。

組織委員会

平成30年8月10日(金) アークシティホテル



今年度の担当行事についての確認のち、9月からの会員増強月間を目前に控え、今年度の増強方針について活発な意見交換がなされました。

平成30年度 第2回 理事会 / 懇親会

平成30年8月21日(火) アークシティホテル



懇親会の冒頭では、法人会の福利厚生制度のはじまりについての再映画像が披露され参加者の皆さんは法人会と保険会社の現在に至る物語に見入っていました。

経営セミナー

平成30年8月21日(火) アークシティホテル



中小企業における人不足への対応～雇用情勢の最新情報～と題し、キャリアバンク(株)佐藤 良雄氏に講師をお願いし、タイムリーな内容の講義に、参加者全員聞き入っていました。

各支部 役員会

平成30年8月より各会場で開催



組織委員会での会員増強運動についての決定された内容を受けて各支部ごとに具体的な活動の協議を開始。支部活動の活性化に向けて研修会なども開催予定。

平成30年度 第2回 理事会

平成30年8月21日(火) アークシティホテル



7月に赴任された札幌東税務署の佐藤信一署長をお迎えして、今年度上半期の事業報告と今後の理事会日程について提議がなされ原案通り承認されました。

会員増強特別会議

平成30年9月3日(月) ホテルエミシア札幌



新規会員の獲得と法人会のさらなる活性化を目指して設置された会員増強特別会議には正副支部長が参集して、活発な議論が繰り広げられました。

札幌5法人会 合同セミナー

「2018年問題」有期契約社員をめぐる
法的な留意点と対応方法

平成30年7月19日(木) 北海道経済センター
講師：社会保険労務士 野沢直子氏



平成30年8月より各会場で開催組織委員会での会員増強についての決定を受けて各支部ごとに具体的な活動の協議を開始。支部活動の活性化に向けて研修会なども開催予定。

北海道の食材と食育
何をどれだけ食べたらいいの？

平成30年7月19日(木)
札幌プリンスホテル国際館パミール
講師：料理研究家 坂下美樹氏



働く女性のための食事のお話。手間抜き、時短でもバランスのとれた食生活を送るための色々な知恵を学ぶ機会に。

やさしくわかる総務・庶務のポイント

平成30年8月7日(火) 北海道経済センター
講師：(株)人事サポートプラン 松本 健吾氏



知っている当たり前、やっ
ていて当たりの誰も教
えてくれなかった仕事の
基礎をテキストに沿って
分かりやすく解説。

札幌東法人会主催 税務研修会

午前：新設法人税務研修会 午後：法人税決算説明会
平成30年9月12日(水)
ホクノー新札幌ビル B1 会議室
講師：札幌東税務署 藤原敏宏氏



消費税法等の改正に伴う
実務のポイントについて
税の専門家が解説。法人
会と税務署が連携して進
めている自主点検チェッ
クシートのお話も。

税に 平成30年度 関する 絵はがき コンクール

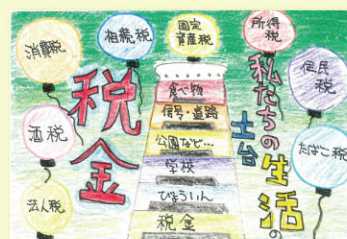


税に関する絵はがきコンクールの選考会が平成30年9月13日に行われました。本年は過去最高の700点近い応募があり、札幌東税務署の会議室にて厳正な選考の結果各賞が決まりました。いずれの作品も力作ぞろいで、税に関する関心が高まるように活動し続けている成果であれば、喜ばしく思います。



北海道法人会連合会
女性部会連絡協議会
女連協会長賞

札幌市立東白石小学校5年生



札幌東税務署長賞

札幌市立川北小学校6年生



札幌5法人会連絡協議会
札幌5連協会長賞

札幌市立南白石小学校6年生

平成30年度 札幌5法人会主催 セミナー開催予定

○受講料 会員：3,000円/非会員：5,000円(1月は無料)
○無料受講券ご持参の方は無料。

開催日	研修内容	講師	開催時間	会場
1/15 火曜日	税務調査のポイントとその対策	税理士 藤田 勝紀氏	13:30～15:30	北海道経済センター 8階Bホール
2/19 火曜日	社会保険と労働保険の実務とポイント	(株)フューチャータクティクス 園部 喜美春氏	10:00～16:00	北海道経済センター 8階Bホール
3/19 火曜日	話し方レッスンとボイストレーニングを中心としたビジネスマナー	(株)エデュース 小泉 美美子氏	10:00～16:00	北海道経済センター 8階Aホール

札幌東法人会主催 税務研修会 開催予定 ○受講料 無料

開催日	研修内容	講師	開催時間	会場
11/2 金曜日	・適格請求書保存方式に関するQ&A	札幌東税務署 担当官	16:00～17:00	アサヒビール園 はまなす館3F
11/19 月曜日	・年末調整説明会(江別市)	札幌東税務署 担当官	14:00～16:00	江別市勤労者研修センター
11/22 木曜日	・年末調整説明会(札幌市)(午前・午後2回開催)	札幌東税務署・中央市税務 担当官	10:00～12:00 14:00～16:00	北海道経済センター 8階Aホール
2/13 水曜日	・新設法人税務研修会	札幌東税務署 担当官	10:00～12:00	ホクノー新札幌ビルB1会議室
2/13 水曜日	・法人税決算説明会	札幌東税務署 担当官	13:30～15:30	ホクノー新札幌ビルB1会議室

札幌東法人会よりインターネットセミナーのご案内

前年度アクセス数10,000件を超える人気のセミナーです。

札幌東法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://www.satsu-higashi.jp/>



450タイトル以上の
役立つセミナータイトルが

視聴無料



※画面はイメージです。

会員は、下記の専用IDとパスワードを入力してログインすれば、もっと多くのコンテンツが視聴できます。

法人会会員限定 ID・パスワードをお忘れの方はメールにて事務局にお問合せください。 info@satsu-higashi.jp

会員の方は450タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に「法人会 自主点検チェックシート」と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、表面に 8.(5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査 実施の有無 有 無
(法人会自主点検チェックシート)

法人会 自主点検チェックシート(国税庁後援)は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。
まだ自主点検チェックシートに取り組みされていない経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」(裏面)17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況
○○法人会会員
(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご利用ください。